

**5月17日に発生した「豚流行性下痢（PED）を疑う事例（3例目）」
について、確定診断の結果、PEDと確定しました。**

平成26年5月17日に発生した、県内の養豚場における「豚流行性下痢（PED）の発生を疑う事例（3例目）」について、東部家畜保健衛生所（以下、東部家保）において病理学的検査（免疫組織学的検査）を実施した結果、本日（5月19日）PEDと確定しましたのでお知らせします。

現在、県内の1～3例目以外の養豚場で本病を疑う事例は認められていません。

1 発生農場の概要

- （1）農場所在地 富士・東部地域
- （2）飼養頭数 3,893頭
- （3）症状等 繁殖豚29頭、肥育豚150頭、子豚137頭に下痢・嘔吐
死亡：子豚12頭

2 経緯

- （1）5月17日10時35分、当該農場から東部家保へ通報。
- （2）5月17日22時、東部家保においてPED遺伝子検査陽性を確認。（疑い事例の発生）
- （3）5月19日18時、東部家保において免疫組織学的検査によりPEDと確定。

3 県の対応

- （1）当該農場に、当面の間、豚の移動自粛を要請。
- （2）豚舎及び車両等の消毒の徹底を指導するとともに、東部家保が出入り口に消毒ポイントを設置。
- （3）県内養豚農場及び関係団体に対しては、発生情報等を周知するとともに、飼養衛生管理基準の遵守による病原体の侵入防止と早期通報の再徹底、ワクチン接種の実施等を指導。
- （4）養豚農家が実施する農場出入口を消毒するための動力噴霧器の整備、消毒薬の購入、ワクチン接種に対して助成。
- （5）東部家保において、感染原因についての疫学調査を実施。

【県民の皆様へ】

本病は豚特有の病気であり、人に感染することはありません。
また、発症した豚の肉は流通することなく、万が一肉を食べても、
人の健康に影響はありません。

【報道機関へのお願い】

農場等での取材は、本病のまん延を引き起こす恐れがあることから、
厳に謹んでください。

<お問い合わせ先>
山梨県農政部畜産課
安全・衛生担当 片山・内田
055-223-1608